

改正案	現行
<p>（統計調査の範囲から除かれる行政機関等及び事務）</p> <p>第二条 法第二条第五項第三号の政令で定める行政機関等及び政令で定める事務は、それぞれ次の各号に掲げる行政機関等及び当該行政機関等が行う事務であつて当該各号に定めるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 防衛省 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第四条第一項に規定する事務（同項第二十五号に掲げる事務を除く。）及び同法附則第二項の表の下欄に掲げる事務（令和十年五月十六日までの間の項の下欄に掲げる事務を除く。）</p> <p>五 （略）</p>	<p>（統計調査の範囲から除かれる行政機関等及び事務）</p> <p>第二条 法第二条第五項第三号の政令で定める行政機関等及び政令で定める事務は、それぞれ次の各号に掲げる行政機関等及び当該行政機関等が行う事務であつて当該各号に定めるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 防衛省 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第四条第一項に規定する事務（同項第二十五号に掲げる事務を除く。）及び同法附則第二項の表の下欄に掲げる事務（平成三十五年五月十六日までの間の項の下欄に掲げる事務を除く。）</p> <p>五 （略）</p>